

## 7. 内水面漁業権別免許内容



最新の内容は水産課 HP にて掲載



免  
許  
の  
内  
容  
た  
る  
べ  
き  
事  
項

1 漁業の種類、漁業の名称及び漁業の時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業の時期
第5種共同漁業	あ ゆ 漁業	4月 1日から 翌年 2月末日まで
	う な ぎ 漁業	1月 1日から 12月31日まで
	や ま め 漁業 (さくらます)	1月 1日から 12月31日まで
	い わ な 漁業	1月 1日から 12月31日まで

2 漁場の位置

加賀市地先

3 漁場の区域

次の基点第1号・ア、基点第2号・イの両直線間の大聖寺川本流（旧大聖寺川を含む。）並びに熊坂川、三谷川及び風谷川の全部の区域、基点第83号の1と基点第83号の2とを結ぶ直線から上流の大内谷川の本流及び支流の区域、基点第84号の1と基点第84号の2とを結ぶ直線から上流のダケノ谷川の本流及び支流の区域、大聖寺川本流との合流点から600メートル上流のアゾ谷川の本流及び支流の区域、基点第85号の1と基点第85号の2とを結ぶ直線から上流の南谷川の本流及び支流の区域、大聖寺川本流との合流点から450メートル上流のオソゲ谷川の本流及び支流の区域並びに基点第86号の1と基点第86号の2とを結ぶ直線から上流の大聖寺川本流及び支流の区域。ただし、千束川については千束滝から1,500メートル以上上流、女郎谷川については千束川との合流点から1,000メートル以上上流、杉の水川については基点第77号と基点第78号とを結んだ直線から上流の区域を除く。

基点第1号 加賀市塩屋町へ4番地の1（大聖寺川塩屋橋左岸）に設置した標柱

ア 基点第1号から20度05分の線と対岸との交差点

基点第2号 加賀市山中温泉我谷町イ5番地（我谷ダム堤防左岸）に設置した標柱

イ 基点第2号から68度30分の線と対岸との交差点

基点第77号 加賀市山中温泉杉の水町ハ66番地（村上橋右岸下流端）に設置した標柱

基点第78号 加賀市山中温泉杉の水町ハ65番地（村上橋左岸下流端）に設置した標柱

基点第83号の1 加賀市山中温泉大内町リ6一乙、7一乙合併（大内谷川と東ミス滝谷川との合流点の大内谷川右岸）に設置した標柱

基点第83号の2 加賀市山中温泉大内町ニ16一2番地（大内谷川と東ミス谷川との合流点の大内谷川左岸）に設置した標柱

基点第84号の1 加賀市山中温泉我谷町ハ4一乙1番地（ダケノ谷川右岸）に設置した標柱

基点第84号の2 加賀市山中温泉我谷町ハ2一乙2番地（ダケノ谷川左岸）に設置した標柱

基点第85号の1 加賀市山中温泉片谷町ロ6一30番地（南谷川右岸）に設置した標柱

基点第85号の2 加賀市山中温泉片谷町ロ5一70番地（南谷川左岸）に設置

	<p>した標柱</p> <p>基点第86号の1 加賀市山中温泉小杉町イ4-9番地（大聖寺川右岸）に設置した標柱</p> <p>基点第86号の2 加賀市山中温泉小杉町ハ1-2番地（大聖寺川左岸）に設置した標柱</p>
存続期間	令和5年1月1日から令和14年12月31日まで
関係地区	加賀市

公示番号	内 共 第 2 号																	
免許の内容たるべき事項	1 漁業の種類、漁業の名称及び漁業の時期																	
	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="360 224 668 271">漁業の種類</th> <th data-bbox="668 224 927 271">漁業の名称</th> <th colspan="2" data-bbox="927 224 1461 271">漁業の時期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="360 271 668 318">第5種共同漁業</td> <td data-bbox="668 271 927 318">こ い 漁業</td> <td data-bbox="927 271 1169 318">1月 1日から</td> <td data-bbox="1169 271 1461 318">12月31日まで</td> </tr> <tr> <td></td> <td data-bbox="668 318 927 365">ふ な 漁業</td> <td data-bbox="927 318 1169 365">1月 1日から</td> <td data-bbox="1169 318 1461 365">12月31日まで</td> </tr> <tr> <td></td> <td data-bbox="668 365 927 409">う な ぎ 漁業</td> <td data-bbox="927 365 1169 409">1月 1日から</td> <td data-bbox="1169 365 1461 409">12月31日まで</td> </tr> </tbody> </table>	漁業の種類	漁業の名称	漁業の時期		第5種共同漁業	こ い 漁業	1月 1日から	12月31日まで		ふ な 漁業	1月 1日から	12月31日まで		う な ぎ 漁業	1月 1日から	12月31日まで	
漁業の種類	漁業の名称	漁業の時期																
第5種共同漁業	こ い 漁業	1月 1日から	12月31日まで															
	ふ な 漁業	1月 1日から	12月31日まで															
	う な ぎ 漁業	1月 1日から	12月31日まで															
2 漁場の位置	加賀市地先																	
3 漁場の区域	次の基点第7号・ア、基点第52号・イの両直線間の柴山潟及び新堀川の区域、基点第5号・ウの直線から下流の動橋川の区域並びに基点第53号・エの直線から下流の八日市川の区域。ただし、私有地上の水面を除く。																	
基点第7号	加賀市柴山町コの一部18番地（柴山潟締切り堤防北端）に設置した標柱																	
ア	基点第7号から28度00分の線と対岸との交差点																	
基点第52号	加賀市伊切町乙の一部40番地（新堀川汐見橋上流端右岸）に設置した標柱																	
イ	基点第52号から223度30分の線と対岸との交差点																	
基点第5号	加賀市動橋町ロの75番地（動橋川動橋大橋下流端左岸）に設置した標柱																	
ウ	基点第5号から28度33分の線と対岸との交差点																	
基点第53号	加賀市合河町ホの一部132番地1地先（八日市川猫橋下流端右岸）に設置した標柱																	
エ	基点第53号から286度00分の線と対岸との交差点																	
存続期間	令和5年1月1日から令和14年12月31日まで																	
関係地区	加賀市及び小松市																	

公示番号	内 共 第 3 号		
免許の内容たるべき事項	1 漁業の種類、漁業の名称及び漁業の時期		
	漁業の種類	漁業の名称	漁業の時期
	第5種共同漁業	あ ゆ 漁業	4月 1日から 翌年 2月末日まで
		こ い 漁業	1月 1日から 12月31日まで
		ふ な 漁業	1月 1日から 12月31日まで
		う な ぎ 漁業	1月 1日から 12月31日まで
		やまめ 漁業 (さくらます)	1月 1日から 12月31日まで
		いわな 漁業	1月 1日から 12月31日まで
		ぬまちちぶ漁業	1月 1日から 12月31日まで
		てながえび漁業	1月 1日から 12月31日まで
	かじか 漁業	1月 1日から 12月31日まで	
	2 漁場の位置 加賀市及び小松市地先		
	3 漁場の区域 次の基点第5号・アの直線から上流の動橋川本流の区域並びに那谷川、宇谷川及び四十九院川の区域		
	基点第5号 加賀市動橋町口の75番地（動橋川動橋大橋下流左岸）に設置した標柱		
	ア 基点第5号から28度33分の線と対岸との交差点		
存続期間	令和5年1月1日から令和14年12月31日まで		
関係地区	加賀市及び小松市		

公示番号	内 共 第 4 号													
免許の内容たるべき事項	1 漁業の種類、漁業の名称及び漁業の時期													
	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="360 226 668 271">漁業の種類</th> <th data-bbox="668 226 927 271">漁業の名称</th> <th data-bbox="927 226 1461 271">漁業の時期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="360 271 668 315">第5種共同漁業</td> <td data-bbox="668 271 927 315">あ ゆ 漁業</td> <td data-bbox="927 271 1461 315">4月 1日から 翌年 2月末日まで</td> </tr> <tr> <td></td> <td data-bbox="668 315 927 360">やまめ 漁業</td> <td data-bbox="927 315 1461 360">1月 1日から 12月31日まで</td> </tr> <tr> <td></td> <td data-bbox="668 360 927 412">いわな 漁業</td> <td data-bbox="927 360 1461 412">1月 1日から 12月31日まで</td> </tr> </tbody> </table>	漁業の種類	漁業の名称	漁業の時期	第5種共同漁業	あ ゆ 漁業	4月 1日から 翌年 2月末日まで		やまめ 漁業	1月 1日から 12月31日まで		いわな 漁業	1月 1日から 12月31日まで	
漁業の種類	漁業の名称	漁業の時期												
第5種共同漁業	あ ゆ 漁業	4月 1日から 翌年 2月末日まで												
	やまめ 漁業	1月 1日から 12月31日まで												
	いわな 漁業	1月 1日から 12月31日まで												
存続期間	令和5年1月1日から令和14年12月31日まで													
関係地区	小松市													

公示番号	内 共 第 5 号													
免許の内容たるべき事項	1 漁業の種類、漁業の名称及び漁業の時期													
	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="360 224 668 271">漁業の種類</th> <th data-bbox="668 224 927 271">漁業の名称</th> <th data-bbox="927 224 1461 271">漁業の時期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="360 271 668 318">第5種共同漁業</td> <td data-bbox="668 271 927 318">あ ゆ 漁業</td> <td data-bbox="927 271 1461 318">4月 1日から 翌年 2月末日まで</td> </tr> <tr> <td data-bbox="360 318 668 405"></td> <td data-bbox="668 318 927 405">やまめ 漁業 (さくらます)</td> <td data-bbox="927 318 1461 405">1月 1日から 12月31日まで</td> </tr> <tr> <td data-bbox="360 405 668 450"></td> <td data-bbox="668 405 927 450">いわな 漁業</td> <td data-bbox="927 405 1461 450">1月 1日から 12月31日まで</td> </tr> </tbody> </table>	漁業の種類	漁業の名称	漁業の時期	第5種共同漁業	あ ゆ 漁業	4月 1日から 翌年 2月末日まで		やまめ 漁業 (さくらます)	1月 1日から 12月31日まで		いわな 漁業	1月 1日から 12月31日まで	
漁業の種類	漁業の名称	漁業の時期												
第5種共同漁業	あ ゆ 漁業	4月 1日から 翌年 2月末日まで												
	やまめ 漁業 (さくらます)	1月 1日から 12月31日まで												
	いわな 漁業	1月 1日から 12月31日まで												
存続期間	令和5年1月1日から令和14年12月31日まで													
関係地区	白山市（合併前の石川郡鶴来町、鳥越村、吉野谷村及び河内村に限る。）、能美市（合併前の能美郡辰口町に限る。）及び能美郡川北町並びに小松市													



公示番号	内 共 第 6 号													
免許の内容たるべき事項	1 漁業の種類、漁業の名称及び漁業の時期													
	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="360 226 667 277">漁業の種類</th> <th data-bbox="667 226 927 277">漁業の名称</th> <th colspan="2" data-bbox="927 226 1481 277">漁業の時期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="360 277 667 329">第5種共同漁業</td> <td data-bbox="667 277 927 329">やまめ 漁業</td> <td data-bbox="927 277 1158 329">1月 1日から</td> <td data-bbox="1158 277 1481 329">12月31日まで</td> </tr> <tr> <td></td> <td data-bbox="667 329 927 367">い わ な 漁業</td> <td data-bbox="927 329 1158 367">1月 1日から</td> <td data-bbox="1158 329 1481 367">12月31日まで</td> </tr> </tbody> </table>	漁業の種類	漁業の名称	漁業の時期		第5種共同漁業	やまめ 漁業	1月 1日から	12月31日まで		い わ な 漁業	1月 1日から	12月31日まで	
漁業の種類	漁業の名称	漁業の時期												
第5種共同漁業	やまめ 漁業	1月 1日から	12月31日まで											
	い わ な 漁業	1月 1日から	12月31日まで											
存続期間	令和5年1月1日から令和14年12月31日まで													
関係地区	白山市（合併前の石川郡河内村に限る。）													

公示番号	内 共 第 7 号													
免許の内容たるべき事項	1 漁業の種類、漁業の名称及び漁業の時期													
	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="359 224 667 280">漁業の種類</th> <th data-bbox="667 224 925 280">漁業の名称</th> <th colspan="2" data-bbox="925 224 1481 280">漁業の時期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="359 280 667 324">第5種共同漁業</td> <td data-bbox="667 280 925 324">やまめ 漁業</td> <td data-bbox="925 280 1157 324">1月 1日から</td> <td data-bbox="1157 280 1481 324">12月31日まで</td> </tr> <tr> <td></td> <td data-bbox="667 324 925 369">い わ な 漁業</td> <td data-bbox="925 324 1157 369">1月 1日から</td> <td data-bbox="1157 324 1481 369">12月31日まで</td> </tr> </tbody> </table>	漁業の種類	漁業の名称	漁業の時期		第5種共同漁業	やまめ 漁業	1月 1日から	12月31日まで		い わ な 漁業	1月 1日から	12月31日まで	
漁業の種類	漁業の名称	漁業の時期												
第5種共同漁業	やまめ 漁業	1月 1日から	12月31日まで											
	い わ な 漁業	1月 1日から	12月31日まで											
存続期間	令和5年1月1日から令和14年12月31日まで													
関係地区	白山市（合併前の石川郡吉野谷村及び尾口村に限る。）													

公示番号	内 共 第 8 号													
免許の内容を容たすべき事項	1 漁業の種類、漁業の名称及び漁業の時期													
	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="359 224 667 277">漁業の種類</th> <th data-bbox="667 224 927 277">漁業の名称</th> <th colspan="2" data-bbox="927 224 1458 277">漁業の時期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="359 277 667 322">第5種共同漁業</td> <td data-bbox="667 277 927 322">やまめ 漁業</td> <td data-bbox="927 277 1150 322">1月 1日から</td> <td data-bbox="1150 277 1458 322">12月31日まで</td> </tr> <tr> <td></td> <td data-bbox="667 322 927 367">い わ な 漁業</td> <td data-bbox="927 322 1150 367">1月 1日から</td> <td data-bbox="1150 322 1458 367">12月31日まで</td> </tr> </tbody> </table>	漁業の種類	漁業の名称	漁業の時期		第5種共同漁業	やまめ 漁業	1月 1日から	12月31日まで		い わ な 漁業	1月 1日から	12月31日まで	
漁業の種類	漁業の名称	漁業の時期												
第5種共同漁業	やまめ 漁業	1月 1日から	12月31日まで											
	い わ な 漁業	1月 1日から	12月31日まで											
	2 漁場の位置 白山市地先													
	3 漁場の区域													
	次の基点第60号・アの直線から上流の尾添川本流及び支流の区域。ただし、基点第62号・イの直線から上流、尾添川支流目附谷川の紅滝から上流、尾添川支流雄谷川の二重滝から上流、基点第63号・ウの直線から上流及び尾添川支流丸石谷川の百四丈滝から上流の区域を除く。													
	基点第60号 白山市瀬戸子部9の1番地（尾添川左岸）に設置した標柱													
	ア 基点第60号から25度00分の線と対岸との交差点													
	基点第62号 白山市荒谷口部5の16番地（荒谷川とマツガ平谷川との合流点）に設置した標柱													
	イ 基点第62号から90度00分の線と対岸との交差点													
	基点第63号 白山市尾添マ部4の2番地（中ノ川左岸）に設置した標柱													
	ウ 基点第63号から10度00分の線と対岸との交差点													
存続期間	令和5年1月1日から令和14年12月31日まで													
関係地区	白山市（合併前の石川郡尾口村及び吉野谷村に限る。）													

公示番号	内 共 第 9 号													
免 許 の 内 容 た る べ き 事 項	<p>1 漁業の種類、漁業の名称及び漁業の時期</p> <table border="1" data-bbox="359 224 1458 367"> <thead> <tr> <th data-bbox="359 224 667 275">漁業の種類</th> <th data-bbox="667 224 927 275">漁業の名称</th> <th colspan="2" data-bbox="927 224 1458 275">漁業の時期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="359 275 667 327" rowspan="2">第5種共同漁業</td> <td data-bbox="667 275 927 327">やまめ 漁業</td> <td data-bbox="927 275 1187 327">1月 1日から</td> <td data-bbox="1187 275 1458 327">12月31日まで</td> </tr> <tr> <td data-bbox="667 327 927 367">いわな 漁業</td> <td data-bbox="927 327 1187 367">1月 1日から</td> <td data-bbox="1187 327 1458 367">12月31日まで</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 漁場の位置 白山市地先</p> <p>3 漁場の区域 次の基点第64号・アの直線から上流の御坊谷川の本流及び支流の区域 基点第64号 白山市鴫ヶ谷レ部32番地（御坊谷川とコロ谷川合流点の御坊谷川左岸）に設置した標柱 ア 基点第64号から79度00分の線と対岸との交差点</p>			漁業の種類	漁業の名称	漁業の時期		第5種共同漁業	やまめ 漁業	1月 1日から	12月31日まで	いわな 漁業	1月 1日から	12月31日まで
漁業の種類	漁業の名称	漁業の時期												
第5種共同漁業	やまめ 漁業	1月 1日から	12月31日まで											
	いわな 漁業	1月 1日から	12月31日まで											
存続期間	令和5年1月1日から令和14年12月31日まで													
関係地区	白山市（合併前の石川郡尾口村及び吉野谷村に限る。）													

公示番号	内 共 第 10 号										
免許の内容たるべき事項	1 漁業の種類、漁業の名称及び漁業の時期										
	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="360 226 667 271">漁業の種類</th> <th data-bbox="667 226 927 271">漁業の名称</th> <th data-bbox="927 226 1461 271">漁業の時期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="360 271 667 315">第5種共同漁業</td> <td data-bbox="667 271 927 315">あ ゆ 漁業</td> <td data-bbox="927 271 1461 315">4月 1日から 翌年 2月末日まで</td> </tr> <tr> <td data-bbox="360 315 667 405"></td> <td data-bbox="667 315 927 405">やまめ 漁業 (さくらます)</td> <td data-bbox="927 315 1461 405">1月 1日から 12月31日まで</td> </tr> </tbody> </table>	漁業の種類	漁業の名称	漁業の時期	第5種共同漁業	あ ゆ 漁業	4月 1日から 翌年 2月末日まで		やまめ 漁業 (さくらます)	1月 1日から 12月31日まで	
漁業の種類	漁業の名称	漁業の時期									
第5種共同漁業	あ ゆ 漁業	4月 1日から 翌年 2月末日まで									
	やまめ 漁業 (さくらます)	1月 1日から 12月31日まで									
2 漁場の位置	白山市、能美郡川北町及び能美市地先										
3 漁場の区域	次の基点第93号の1と基点第93号の2とを結ぶ直線から、基点第12号の1と基点第12号の2とを結ぶ直線の間の手取川本流の区域										
基点第12号の1	能美郡川北町地内川北大橋下流端手取川右岸に設置した標柱										
基点第12号の2	能美市三ッ口町地内川北大橋下流端手取川左岸に設置した標柱										
基点第93号の1	白山市美川南町地内北陸本線手取川橋梁下流端手取川右岸に設置した標柱										
基点第93号の2	白山市湊町地内北陸本線手取川橋梁下流端手取川左岸に設置した標柱										
存続期間	令和5年1月1日から令和14年12月31日まで										
関係地区	白山市（合併前の石川郡美川町に限る）、能美郡川北町及び能美市										

公示番号	内 共 第 1 1 号					
免許の内容たるべき事項	1 漁業の種類、漁業の名称及び漁業の時期					
	漁業の種類		漁業の名称		漁業の時期	
	第5種共同漁業		やまめ 漁業		1月 1日から 12月31日まで	
		いわな 漁業		1月 1日から 12月31日まで		
存続期間	令和5年1月1日から令和14年12月31日まで					
関係地区	小松市					

公示番号	内 共 第 1 2 号					
免許の内容たるべき事項	1 漁業の種類、漁業の名称及び漁業の時期					
	漁業の種類		漁業の名称		漁業の時期	
	第5種共同漁業		やまめ 漁業		1月 1日から 12月31日まで	
		い わ な 漁業		1月 1日から 12月31日まで		
	2 漁場の位置 白山市地先					
	3 漁場の区域 次の基点第65号と基点第66号とを結んだ直線から上流の下田原川の本流及び支流の区域 基点第65号 白山市鶺ヶ谷ヨ部8番2（下田原川左岸）に設置した標柱 基点第66号 白山市鶺ヶ谷カ部13番1（下田原川右岸）に設置した標柱					
条 件	手取川ダムを構築した目的を達するための必要な行為に対しては、これを拒んではならない。					
存続期間	令和5年1月1日から令和14年12月31日まで					
関係地区	白山市（合併前の石川郡白峰村及び尾口村に限る。）					

公示番号	内 共 第 13 号														
免許の内容たるべき事項	1 漁業の種類、漁業の名称及び漁業の時期														
	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="360 224 668 271">漁業の種類</th> <th data-bbox="668 224 927 271">漁業の名称</th> <th colspan="2" data-bbox="927 224 1461 271">漁業の時期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="360 271 668 318">第5種共同漁業</td> <td data-bbox="668 271 927 318">やまめ 漁業</td> <td data-bbox="927 271 1161 318">1月 1日から</td> <td data-bbox="1161 271 1461 318">12月31日まで</td> </tr> <tr> <td></td> <td data-bbox="668 318 927 362">いわな 漁業</td> <td data-bbox="927 318 1161 362">1月 1日から</td> <td data-bbox="1161 318 1461 362">12月31日まで</td> </tr> </tbody> </table>				漁業の種類	漁業の名称	漁業の時期		第5種共同漁業	やまめ 漁業	1月 1日から	12月31日まで		いわな 漁業	1月 1日から
漁業の種類	漁業の名称	漁業の時期													
第5種共同漁業	やまめ 漁業	1月 1日から	12月31日まで												
	いわな 漁業	1月 1日から	12月31日まで												
	2 漁場の位置 白山市地先														
	3 漁場の区域 次の基点第67号と基点第68号とを結んだ直線から上流の赤谷川の本流及び支流の区域 基点第67号 白山市桑島5号17番2（赤谷川左岸）に設置した標柱 基点第68号 白山市桑島4号4番7（赤谷川右岸）に設置した標柱														
条 件	手取川ダムを構築した目的を達するための必要な行為に対しては、これを拒んではならない。														
存続期間	令和5年1月1日から令和14年12月31日まで														
関係地区	白山市（合併前の石川郡白峰村に限る。）														



公示番号	内 共 第 1 4 号														
免許の内容たるべき事項	1 漁業の種類、漁業の名称及び漁業の時期														
	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="360 224 668 271">漁業の種類</th> <th data-bbox="668 224 927 271">漁業の名称</th> <th colspan="2" data-bbox="927 224 1461 271">漁業の時期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="360 271 668 318">第5種共同漁業</td> <td data-bbox="668 271 927 318">やまめ 漁業</td> <td data-bbox="927 271 1155 318">1月 1日から</td> <td data-bbox="1155 271 1461 318">12月31日まで</td> </tr> <tr> <td></td> <td data-bbox="668 318 927 360">いわな 漁業</td> <td data-bbox="927 318 1155 360">1月 1日から</td> <td data-bbox="1155 318 1461 360">12月31日まで</td> </tr> </tbody> </table>				漁業の種類	漁業の名称	漁業の時期		第5種共同漁業	やまめ 漁業	1月 1日から	12月31日まで		いわな 漁業	1月 1日から
漁業の種類	漁業の名称	漁業の時期													
第5種共同漁業	やまめ 漁業	1月 1日から	12月31日まで												
	いわな 漁業	1月 1日から	12月31日まで												
	2 漁場の位置 白山市地先														
	3 漁場の区域 次の基点第69号と基点第70号とを結んだ直線から上流の手取川の本流及び支流の区域 基点第69号 白山市桑島4号32番4（手取川左岸）に設置した標柱 基点第70号 白山市桑島6号14番12（手取川右岸）に設置した標柱														
条 件	手取川ダムを構築した目的を達するための必要な行為に対しては、これを拒んではならない。														
存続期間	令和5年1月1日から令和14年12月31日まで														
関係地区	白山市（合併前の石川郡白峰村に限る。）														

公示番号	内 共 第 15 号														
免許の内容たるべき事項	1 漁業の種類、漁業の名称及び漁業の時期														
	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="360 224 668 271">漁業の種類</th> <th data-bbox="668 224 927 271">漁業の名称</th> <th colspan="2" data-bbox="927 224 1461 271">漁業の時期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="360 271 668 318">第5種共同漁業</td> <td data-bbox="668 271 927 318">やまめ 漁業</td> <td data-bbox="927 271 1161 318">1月 1日から</td> <td data-bbox="1161 271 1461 318">12月31日まで</td> </tr> <tr> <td></td> <td data-bbox="668 318 927 362">いわな 漁業</td> <td data-bbox="927 318 1161 362">1月 1日から</td> <td data-bbox="1161 318 1461 362">12月31日まで</td> </tr> </tbody> </table>				漁業の種類	漁業の名称	漁業の時期		第5種共同漁業	やまめ 漁業	1月 1日から	12月31日まで		いわな 漁業	1月 1日から
漁業の種類	漁業の名称	漁業の時期													
第5種共同漁業	やまめ 漁業	1月 1日から	12月31日まで												
	いわな 漁業	1月 1日から	12月31日まで												
	2 漁場の位置 白山市地先														
	3 漁場の区域														
	次の基点第71号と基点第72号とを結んだ直線から上流の大嵐谷川の本流及び														
	支流の区域														
	基点第71号 白山市桑島8号2番6（大嵐谷川左岸）に設置した標柱														
	基点第72号 白山市桑島8号1番2（大嵐谷川右岸）に設置した標柱														
条 件	手取川ダムを構築した目的を達するための必要な行為に対しては、これを拒んではならない。														
存続期間	令和5年1月1日から令和14年12月31日まで														
関係地区	白山市（合併前の石川郡白峰村に限る。）														

公示番号	内 共 第 16 号														
免許の内容たるべき事項	1 漁業の種類、漁業の名称及び漁業の時期														
	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="360 224 668 271">漁業の種類</th> <th data-bbox="668 224 927 271">漁業の名称</th> <th colspan="2" data-bbox="927 224 1461 271">漁業の時期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="360 271 668 318">第5種共同漁業</td> <td data-bbox="668 271 927 318">やまめ 漁業</td> <td data-bbox="927 271 1158 318">1月 1日から</td> <td data-bbox="1158 271 1461 318">12月31日まで</td> </tr> <tr> <td></td> <td data-bbox="668 318 927 360">いわな 漁業</td> <td data-bbox="927 318 1158 360">1月 1日から</td> <td data-bbox="1158 318 1461 360">12月31日まで</td> </tr> </tbody> </table>				漁業の種類	漁業の名称	漁業の時期		第5種共同漁業	やまめ 漁業	1月 1日から	12月31日まで		いわな 漁業	1月 1日から
漁業の種類	漁業の名称	漁業の時期													
第5種共同漁業	やまめ 漁業	1月 1日から	12月31日まで												
	いわな 漁業	1月 1日から	12月31日まで												
	2 漁場の位置 白山市地先														
	3 漁場の区域														
	次の基点第73号と基点第74号とを結んだ直線から上流の小嵐谷川の本流及び														
	支流の区域														
	基点第73号 白山市桑島6号39番2（小嵐谷川左岸）に設置した標柱														
	基点第74号 白山市桑島6号2番24（小嵐谷川右岸）に設置した標柱														
条 件	手取川ダムを構築した目的を達するための必要な行為に対しては、これを拒んではならない。														
存続期間	令和5年1月1日から令和14年12月31日まで														
関係地区	白山市（合併前の石川郡白峰村に限る。）														

公示番号	内 共 第 17 号													
免許の内容たるべき事項	1 漁業の種類、漁業の名称及び漁業の時期													
	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="360 224 667 271">漁業の種類</th> <th data-bbox="667 224 927 271">漁業の名称</th> <th data-bbox="927 224 1461 271">漁業の時期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="360 271 667 405" rowspan="4">第5種共同漁業</td> <td data-bbox="667 271 927 318">あ ゆ 漁業</td> <td data-bbox="927 271 1461 318">4月 1日から 翌年 2月末日まで</td> </tr> <tr> <td data-bbox="667 318 927 405">やまめ 漁業 (さくらます)</td> <td data-bbox="927 318 1461 405">1月 1日から 12月31日まで</td> </tr> <tr> <td data-bbox="667 405 927 452">いわな 漁業</td> <td data-bbox="927 405 1461 452">1月 1日から 12月31日まで</td> </tr> <tr> <td data-bbox="667 452 927 499">かじか 漁業</td> <td data-bbox="927 452 1461 499">1月 1日から 12月31日まで</td> </tr> </tbody> </table>	漁業の種類	漁業の名称	漁業の時期	第5種共同漁業	あ ゆ 漁業	4月 1日から 翌年 2月末日まで	やまめ 漁業 (さくらます)	1月 1日から 12月31日まで	いわな 漁業	1月 1日から 12月31日まで	かじか 漁業	1月 1日から 12月31日まで	
漁業の種類	漁業の名称	漁業の時期												
第5種共同漁業	あ ゆ 漁業	4月 1日から 翌年 2月末日まで												
	やまめ 漁業 (さくらます)	1月 1日から 12月31日まで												
	いわな 漁業	1月 1日から 12月31日まで												
	かじか 漁業	1月 1日から 12月31日まで												
2 漁場の位置	金沢市地先													
3 漁場の区域	<p>次の基点第17号・ア、基点第18号・イの両直線間の犀川本流の区域並びに基点第19号・ウ、基点第20号・エの両直線間の犀川本流の区域及び内川の全部の区域。ただし、内川については、犀川浄水場取水口えん堤(金沢市小原町地内)の下流端の線から堂大橋(金沢市堂町地内)の上流端の線までの区域を除く。</p> <p>基点第17号 金沢市普正寺町6の66番地(犀川橋右岸)に設置した標柱  ア 基点第17号から188度15分の線と対岸との交差点  基点第18号 金沢市片町2丁目32番10号(犀川右岸)に設置した標柱  イ 基点第18号から231度00分の線と対岸との交差点  基点第19号 金沢市十三間町77番地(犀川大橋上流右端から98メートル)に設置した標柱  ウ 基点第19号から241度00分の線と対岸との交差点  基点第20号 金沢市寺津町丙の42番地(犀川寺津えん堤右岸)に設置した標柱  エ 基点第20号から228度00分の線と対岸との交差点</p>													
存続期間	令和5年1月1日から令和14年12月31日まで													
関係地区	金沢市													

公示番号	内 共 第 18 号		
免許の内容たるべき事項	1 漁業の種類、漁業の名称及び漁業の時期		
	漁業の種類	漁業の名称	漁業の時期
	第5種共同漁業	あ ゆ 漁業	4月 1日から 翌年 2月末日まで
		やまめ 漁業 (さくらます)	1月 1日から 12月31日まで
		い わ な 漁業	1月 1日から 12月31日まで
か じ か 漁業		1月 1日から 12月31日まで	
2 漁場の位置	金沢市地先		
3 漁場の区域	次の基点第22号・アの直線から上流の浅野川本流及び白見谷川の全部の区域 基点第22号 金沢市淵上町172番地（浅野川中島橋右岸）に設置した標柱 ア 基点第22号から220度00分の線と対岸との交差点		
存続期間	令和5年1月1日から令和14年12月31日まで		
関係地区	金沢市		

公示番号	内 共 第 19 号										
免許の内容たるべき事項	1 漁業の種類、漁業の名称及び漁業の時期										
	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="360 224 667 271">漁業の種類</th> <th data-bbox="667 224 927 271">漁業の名称</th> <th data-bbox="927 224 1461 271">漁業の時期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="360 271 667 318">第5種共同漁業</td> <td data-bbox="667 271 927 318">あ ゆ 漁業</td> <td data-bbox="927 271 1461 318">4月 1日から 翌年 2月末日まで</td> </tr> <tr> <td data-bbox="360 318 667 409"></td> <td data-bbox="667 318 927 409">やまめ 漁業 (さくらます)</td> <td data-bbox="927 318 1461 409">1月 1日から 12月31日まで</td> </tr> </tbody> </table>	漁業の種類	漁業の名称	漁業の時期	第5種共同漁業	あ ゆ 漁業	4月 1日から 翌年 2月末日まで		やまめ 漁業 (さくらます)	1月 1日から 12月31日まで	
漁業の種類	漁業の名称	漁業の時期									
第5種共同漁業	あ ゆ 漁業	4月 1日から 翌年 2月末日まで									
	やまめ 漁業 (さくらます)	1月 1日から 12月31日まで									
存続期間	令和5年1月1日から令和14年12月31日まで										
関係地区	金沢市										

公示番号	内 共 第 20 号													
免許の内容たるべき事項	1 漁業の種類、漁業の名称及び漁業の時期													
	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="360 226 667 271">漁業の種類</th> <th data-bbox="667 226 927 271">漁業の名称</th> <th data-bbox="927 226 1461 271">漁業の時期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="360 271 667 315">第5種共同漁業</td> <td data-bbox="667 271 927 315">あ ゆ 漁業</td> <td data-bbox="927 271 1461 315">4月 1日から 翌年 2月末日まで</td> </tr> <tr> <td data-bbox="360 315 667 405"></td> <td data-bbox="667 315 927 405">やまめ 漁業 (さくらます)</td> <td data-bbox="927 315 1461 405">1月 1日から 12月31日まで</td> </tr> <tr> <td data-bbox="360 405 667 454"></td> <td data-bbox="667 405 927 454">いわな 漁業</td> <td data-bbox="927 405 1461 454">1月 1日から 12月31日まで</td> </tr> </tbody> </table>	漁業の種類	漁業の名称	漁業の時期	第5種共同漁業	あ ゆ 漁業	4月 1日から 翌年 2月末日まで		やまめ 漁業 (さくらます)	1月 1日から 12月31日まで		いわな 漁業	1月 1日から 12月31日まで	
漁業の種類	漁業の名称	漁業の時期												
第5種共同漁業	あ ゆ 漁業	4月 1日から 翌年 2月末日まで												
	やまめ 漁業 (さくらます)	1月 1日から 12月31日まで												
	いわな 漁業	1月 1日から 12月31日まで												
存続期間	令和5年1月1日から令和14年12月31日まで													
関係地区	羽咋郡宝達志水町（合併前の羽咋郡押水町に限る。）、かほく市（合併前の河北郡高松町に限る。）及び河北郡津幡町													

公示番号	内 共 第 2 1 号		
免許の内容たるべき事項	1 漁業の種類、漁業の名称及び漁業の時期		
	漁業の種類	漁業の名称	漁業の時期
	第5種共同漁業	ふ な 漁業	1月 1日から 12月31日まで
存続期間	令和5年1月1日から令和14年12月31日まで		
関係地区	羽咋市		



公示番号	内 共 第 2 2 号													
免許の内容たるべき事項	1 漁業の種類、漁業の名称及び漁業の時期													
	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="360 224 668 271">漁業の種類</th> <th data-bbox="668 224 927 271">漁業の名称</th> <th colspan="2" data-bbox="927 224 1461 271">漁業の時期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="360 271 668 318">第5種共同漁業</td> <td data-bbox="668 271 927 318">こ い 漁業</td> <td data-bbox="927 271 1139 318">1月 1日から</td> <td data-bbox="1139 271 1461 318">12月31日まで</td> </tr> <tr> <td data-bbox="360 318 668 376"></td> <td data-bbox="668 318 927 376">わかさぎ 漁業</td> <td data-bbox="927 318 1139 376">1月 1日から</td> <td data-bbox="1139 318 1461 376">12月31日まで</td> </tr> </tbody> </table>	漁業の種類	漁業の名称	漁業の時期		第5種共同漁業	こ い 漁業	1月 1日から	12月31日まで		わかさぎ 漁業	1月 1日から	12月31日まで	
漁業の種類	漁業の名称	漁業の時期												
第5種共同漁業	こ い 漁業	1月 1日から	12月31日まで											
	わかさぎ 漁業	1月 1日から	12月31日まで											
存続期間	令和5年1月1日から令和14年12月31日まで													
関係地区	七尾市													

公示番号	内 共 第 2 3 号										
免 許 の 内 容 た る べ き 事 項	1 漁業の種類、漁業の名称及び漁業の時期										
	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="360 224 667 271">漁業の種類</th> <th data-bbox="667 224 927 271">漁業の名称</th> <th data-bbox="927 224 1461 271">漁業の時期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="360 271 667 318">第5種共同漁業</td> <td data-bbox="667 271 927 318">あ ゆ 漁業</td> <td data-bbox="927 271 1461 318">4月 1日から 翌年 2月末日まで</td> </tr> <tr> <td data-bbox="360 318 667 376"></td> <td data-bbox="667 318 927 376">か じ か 漁業</td> <td data-bbox="927 318 1461 376">1月 1日から 12月31日まで</td> </tr> </tbody> </table>	漁業の種類	漁業の名称	漁業の時期	第5種共同漁業	あ ゆ 漁業	4月 1日から 翌年 2月末日まで		か じ か 漁業	1月 1日から 12月31日まで	
漁業の種類	漁業の名称	漁業の時期									
第5種共同漁業	あ ゆ 漁業	4月 1日から 翌年 2月末日まで									
	か じ か 漁業	1月 1日から 12月31日まで									
2 漁場の位置	輪島市及び鳳珠郡能登町地先										
3 漁場の区域	<p>次の基点第79号・ア、基点第80号・イの両直線間の町野川本流の区域、鈴屋川に設置された堰(えん)堤（輪島市町野町寺山17字26番地）の下流端の線から下流の町野川支流鈴屋川の区域、鈴屋川支流牛尾川の全部の区域及び基点第82号・ウの直線から下流の町野川支流上町川の区域</p> <p>基点第79号 輪島市町野町字大川12字袖川原36の11番地(天神橋左岸上流端)に設置した標柱</p> <p>ア 基点第79号から40度00分の線と対岸との交差点</p> <p>基点第80号 鳳珠郡能登町字五十里コ部22番地（五十里ダム右岸下流端）に設置した標柱</p> <p>イ 基点第80号から28度00分の線と対岸との交差点</p> <p>基点第82号 鳳珠郡能登町字天坂乙2字22番地（上町川と寺分川との合流点左岸）に設置した標柱</p> <p>ウ 基点第82号から225度00分の線と対岸との交差点</p>										
存続期間	令和5年1月1日から令和14年12月31日まで										
関係地区	輪島市及び鳳珠郡能登町（合併前の鳳至郡柳田村に限る。）										

公示番号	内 区 第 1 号		
免許の内容たるべき事項	1 漁業の種類、漁業の名称及び漁業の時期		
	漁業の種類	漁業の名称	漁業の時期
	第2種区画漁業	うなぎ 養殖業	1月 1日から 12月31日まで
	2 漁場の位置 七尾市地先		
	3 漁場の区域 大津潟の区域		
存続期間	令和5年1月1日から令和9年12月31日まで		
個別漁業権 又は団体漁業権の別	個別漁業権		

